サイバー大学における研究活動の不正防止に関する基本方針

サイバー大学 学長　川原 洋

＜趣　旨＞

サイバー大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を踏まえ、本学の研究活動における不正行為を防止することを目的として、基本方針を定める。

＜方　針＞

１．組織内の責任体制の明確化

本学における研究活動の適正な運営・管理体制を構築するために、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（学部長）、コンプライアンス推進責任者（研究推進所管部署長）および研究倫理教育責任者（研究推進所管部署長）を置く。

各責任者の役割は「サイバー大学における研究活動の不正行為の防止に関する取扱規程」において定める。

２．関係者の意識向上

本学は、研究活動の不正行為を防止するため、「サイバー大学における研究活動行動規範」を策定し、学内外に周知する。

コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に、本学の不正防止に関する方針およびルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況および理解度を把握するとともに、関係諸規則を遵守させる旨の誓約書の提出を求める。また、コンプライアンス教育に加え、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

研究倫理教育責任者は、研究活動に携わる者が知っておくべき内容および倫理観について周知するための研究倫理教育を実施する。

３．ルールの明確化と周知徹底

本学における競争的研究費等の執行および事務処理手続に関するルール等について、ルールを明確に定め、統一的な運用を図るとともに、構成員に対して周知徹底を図る。

４．職務権限の明確化

競争的研究費等の執行および事務処理に関する構成員の権限と責任について、職務権限に応じた決裁手続を別に定める。

５．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関全体の観点から不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画の策定・推進を担当する部署（事業統制企画室、以下「防止計画推進部署」という。）を置く。防止計画推進部署は統括管理責任者とともに、不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定する。なお、不正防止計画は、定期的に点検することとし、監事の意見も踏まえつつ、より効果的な不正防止活動の実施に務める。

６．研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、競争的研究費等の運営・管理活動を実行し、適正な予算執行に努める。

７．情報発信・共有化の促進

競争的研究費等の使用ルール等についての相談や不正使用等に関する告発を受け付ける「窓口」を、学内外に設置する。また、競争的研究費等の不正防止に関する本学の管理運営体制、関係規則等ならびに各種取組等について、ホームページにより学内外に情報を公開する。

８．内部監査とモニタリング

競争的研究費等の適正な運営・管理を確保するため、公的研究費内部監査人を置く。公的研究費内部監査人は、防止計画推進部署と連携の上、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

また、統括管理責任者および防止計画推進部署は、不正防止計画の実施状況について定期的にモニタリングを行い、継続的に見直しを行うことにより、全学的に常に最も適正と言える研究活動の管理体制を保つこととする。

以上

附　則

１　この防止計画は、2015 年２月 20 日より施行する。
２　この防止計画は、2019 年４月１日より施行する。
３　この防止計画は、2020 年４月１日より施行する。
４　この防止計画は、2020 年８月 21 日より施行する。
５　この防止計画は、2020 年 12 月 18 日より施行する。
６　この防止計画は、「サイバー大学における研究活動の不正行為防止計画」という名称を「サイバー大学における研究活動の不正防止に関する基本方針」に変更の上、2021 年 11 月 19 日より施行する。
７　この基本方針は、2023 年４月１日より施行する。